

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



12 つくる責任  
つかう責任



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

# 令和5年度世田谷区 エコ住宅補助金 のご案内

令和5年5月31日印刷 Ver.3

補助制度の詳細は区のホームページからもご覧いただけます。

トップページの検索ボックスに、ページ番号「190129」を入力し  
検索いただくか、右記二次元コードをご利用ください。  
各種様式もダウンロードいただけます。

 検索

## お問合せ先

世田谷区 環境政策部 環境・エネルギー施策推進課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

TEL☎: 03-6432-7133 FAX: 03-6432-7981

# 1 補助金を申請できる方 (次の①~⑨の諸条件を満たす必要があります。)

- 世田谷区にある自分が所有する住宅（分譲マンションの区分所有を含む）に居住している世田谷区民 **※A**  
 ○世田谷区内にある賃貸住宅を所有している世田谷区民 **※A** **※A**：小型ポータブル蓄電池を除く

## 諸条件

- ①世田谷区に住民登録があること。
- ②世田谷区内に店舗、営業所などを置く施工業者（個人事業者を含む）と契約し、施工すること。  
(一部区外事業者も対象のメニューがあります。)
- ③申請する建物が建築基準法令に適合していること。 **※B**
- ④申請する建物が耐震性を有していること。（昭和56年6月1日以後に建築確認済証が交付された住宅） **※B**
- ⑤P.9「6 工事の概要、機器の条件等」のいずれかの工事を実施し、機器の種類、評価基準などを満たすこと。
- ⑥申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けていない（又受けようとしていない）こと。
- ⑦これまでに、環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金を受けていないこと。  
(家庭用燃料電池（エネファーム）の設置は1回に限り可)
- ⑧特別区民税・都民税の滞納がないこと。
- ⑨建物の所有権を有する者が複数の場合は、当該所有権を有する者全員の同意を得ていること。 **※B**  
**※B**：小型ポータブル蓄電池を除く

## 2 補助対象メニュー、上限金額、対象住宅、対象事業者

補助対象メニュー	補助金額	上限金額	対象住宅		対象事業者	
			新築	既存	区外	区内
ア 外壁等の断熱改修 (外壁、床、壁、屋根または窓)	工事経費の10%		—	対象	—	対象
キ 太陽光発電システム（太陽光パネル）	工事経費の10%		対象	対象	対象	対象
イ 窓の断熱改修（二重窓等）	工事経費の20%		—	対象	—	対象
ウ 窓の断熱改修（複層ガラス）						
エ 屋根の高反射率塗装工事	工事経費の10%					
オ 太陽熱ソーラーシステム・温水器	工事経費の20%					
コ 住宅の外壁塗装工事 (単独申請不可) <b>※1</b>	工事経費の10%					
カ 高断熱浴槽	70,000円／台					
ケ 高効率給湯器（単独申請不可） <b>※1</b>	20,000円／台					
ク 家庭用燃料電池（エネファーム）	50,000円／台					
サ 定置型蓄電池システム <b>※2</b>	初期実効容量kWh×1万円	上限5万円／台				
シ 小型ポータブル蓄電池（小型可搬式） <b>※2</b>	機器費用の5分の1以内	上限1万円／台	対象	対象	対象	対象

**※1 「ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ」のいずれかと併せて「ケ、コ」を行う場合に申請可能です。**

**※2 定置型蓄電池システム、小型ポータブル蓄電池はいずれか一方1台、1回限り申請可能です。**

### ※補助対象となる住宅の条件

#### <新築住宅>

- ・令和5年2月1日以降に竣工した住宅
- ・新築工事完了時点で対象機器の設置がされていること。
- ・新築住宅の工事完了日及び機器の設置日が確認できるもの（工事完了報告書等）が提出できること。
- ・新築住宅を購入後太陽光パネル又は太陽熱ソーラーシステムを設置する場合、事前申請となります。

#### <既存住宅>

- ・建築基準法令に適合している建物であること。 **※C**
- ・耐震性を有する建物であること。 **※C**

**※C**についてご不明な点がありましたら、別途ご相談ください。

### 3 申請受付期間・工事期間及び申請のタイミング

#### 既存住宅の方

補助対象メニュー	申請受付期間	工事・機器 購入期間	申請のタイミ ング
ア 外壁等の断熱改修 イ 窓の断熱改修 (二重窓、二重サッシの取付け) ウ 窓の断熱改修 (複層ガラスの取付け) エ 屋根の高反射率塗装工事 オ 太陽熱ソーラーシステム、又は 太陽熱温水器の設置 カ 高断熱浴槽の設置 キ 太陽光発電システム（太陽光 パネル）の設置 ケ 高効率給湯器の設置 コ 住宅の外壁塗装工事	令和5年4月1日 から令和6年1月 末日まで	補助金交付決 定後に着工し、 令和6年2月 末日まで	契約・工事前 ※交付決定前に 契約・工事をし た場合は補助の 対象外です。
ク 家庭用燃料電池 (エネファーム) の設置	令和5年4月1日 から令和6年2月 末日まで	令和5年2月 1日以降	機器の設置後
サ 定置型蓄電池システム シ 小型ポータブル蓄電池 (小型可搬式)	令和5年4月1日 から令和6年2月 末日まで	令和4年4月 1日以降	機器の購入後・ 設置後

#### 新築住宅の方（※住宅の新築工事と併せて補助対象設備を購入・設置している場合に限る）

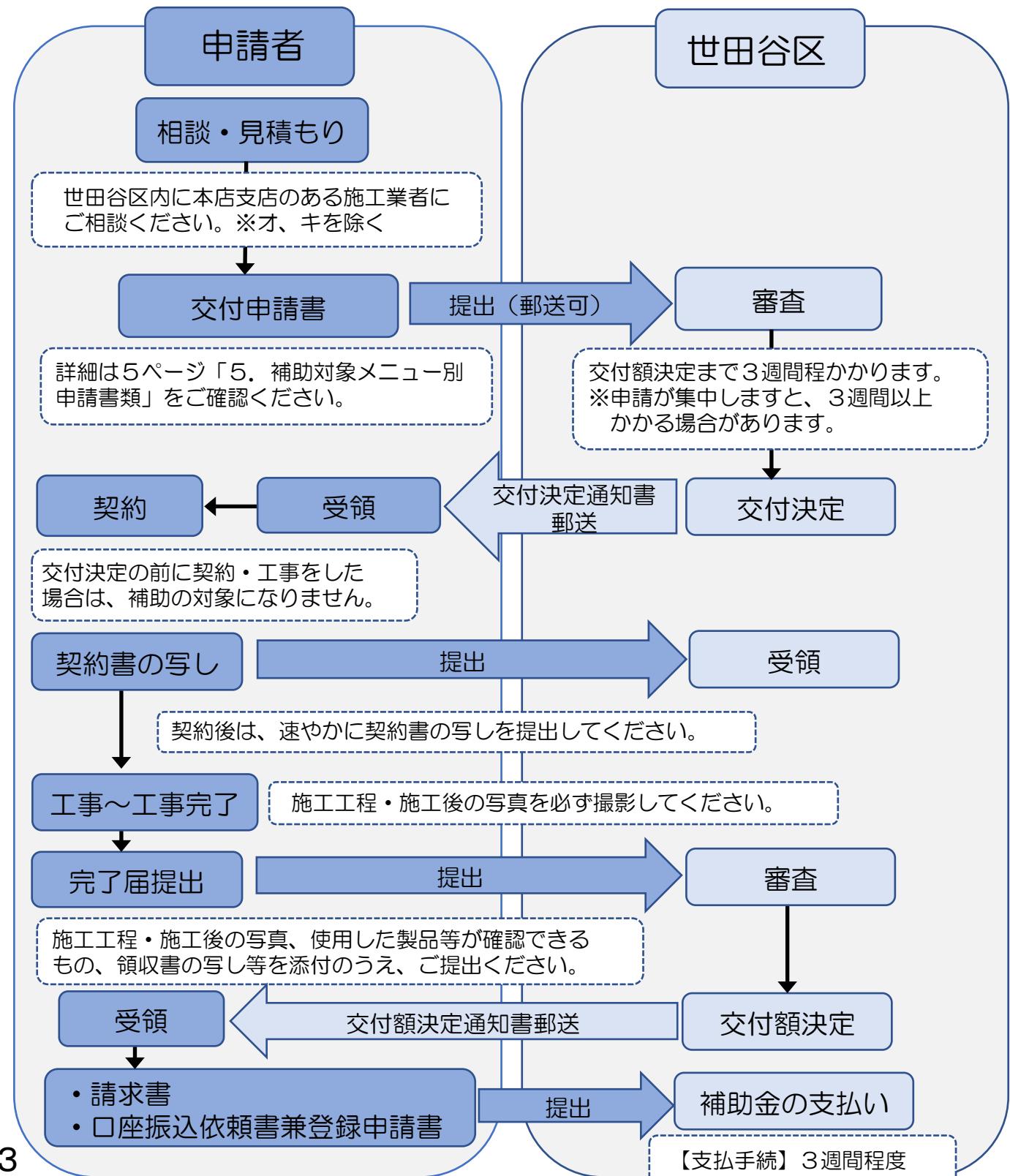
補助対象メニュー	申請受付期間	工事・機器 購入期間	申請のタイミ ング
オ 太陽熱ソーラーシステム、又は 太陽熱温水器の設置 キ 太陽光発電システム（太陽光 パネル）の設置	令和5年4月1日か ら令和6年2月末日 まで	令和5年2月 1日以降	機器の購入後・ 設置後
サ 定置型蓄電池システム シ 小型ポータブル蓄電池 (小型可搬式)	令和5年4月1日か ら令和6年2月末日 まで	令和4年4月 1日以降	機器の購入後・ 設置後

## 4 申請から交付までの流れ

- 申請書は環境・エネルギー施策推進課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。
- 郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

### 申請のタイミングが契約・工事前の方

※既存住宅【ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ】P.2参照



## 申請のタイミングが機器の購入後・設置後の方

※既存住宅【ク、サ、シ】 新築住宅【オ、キ、サ、シ】 P.2参照

申請者

申請書類提出

提出（郵送可）

世田谷区

審査

※機器の購入・設置後に、申請書類をご提出ください。申請の際はP.5~8の、申請時に必要な書類をご確認いただき、必要書類を全て揃えたうえでご提出ください。また、申請書の裏面（2/2ページ）に申請前チェックリストを設けておりますので、併せてご確認ください。

交付決定まで1か月かかります。  
※申請が集中しますと、1ヶ月以上かかる場合があります。

受領

交付決定通知書郵送

交付決定

• 請求書  
• 口座振込依頼書兼登録申請書

提出

受領

審査終了後、交付決定通知書、請求書、口座振込依頼書兼登録申請書を申請者あてにお送りします。

補助金の支払い

【支払手続】1ヶ月程度

## 5 補助対象メニュー別申請書類

補助対象メニュー	申請時に必要な書類
ア 外壁等の断熱改修 ＜必要図面＞ *壁（窓を含む）：平面詳細図、断熱材納まり詳細図 *床：平面詳細図、断面詳細図 *屋根：屋根伏せ図、配置図、断熱材納まり詳細図 *天井：平面詳細図、断面詳細図	<p>※必ず、契約・工事の前に申請してください。</p> <p>①交付申請時（令和5年4月1日～令和6年1月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付申請書</li> <li><input type="checkbox"/> 改修工事等の図面（詳しくは左記補助対象メニュー欄の＜必要図面＞をご確認ください。）</li> <li><input type="checkbox"/> 現況カラー写真 ※建物全景と改修箇所（窓、屋根、外壁、浴室、給湯器等の機器類など） ※窓については平面図にNoを書き込み写真に同一Noを明記のこと。</li> </ul> <p>※写真提出の際は区HPに添付の写真提出台紙に貼りつけてご提出ください。</p>
イ 窓の断熱改修 (二重窓、二重サッシの取付け) ＜必要図面＞ 工事に関する階の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 製品のカラーカタログ、パンフレット</li> <li><input type="checkbox"/> P.9「6. 工事の概要、機器の条件等」に記載されている各改修工事の基準を満たすことを証明するもの</li> <li><input type="checkbox"/> 見積書（詳細がわかるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（原本）（法務局でご申請下さい） ※発行日が申請前三か月以内のもの</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本）</li> </ul>
ウ 窓の断熱改修 (複層ガラスの取付け) ＜必要図面＞ 工事に関する階の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> （住宅がマンションの場合）管理組合の（工事）同意書 ※マンション管理組合に申請してください。</li> </ul>
エ 屋根の高反射率塗装工事 ＜必要図面＞ 配置図、立面図	<p>②契約締結後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 速やかに契約書の写しを提出してください。（郵送可）</li> </ul> <p>③工事完了後（令和6年3月18日までに提出）</p>
オ 【既存住宅】太陽熱ソーラーシステム・太陽熱温水器の設置 ＜必要図面＞ 配置図、立面図、機器設置配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 完了届</li> <li><input type="checkbox"/> 施工工程・施工後の写真 ※写真提出の際は区HPに添付の写真提出台紙に貼りつけてご提出ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用した製品等が確認できるもの (製品名や品番が確認できる写真) 例：屋根の塗装については、使用した塗料の缶の写真と製品名や色が書かれている部分のアップの写真。 高断熱浴槽については裏の断熱材が確認できる写真</li> <li><input type="checkbox"/> 領収書 【注意】工事内容を変更した場合は、変更箇所・内容、変更後の経費内訳が確認できるもの等の提出が必要となります。</li> </ul>
カ 高断熱浴槽の設置 ＜必要図面＞ 浴室の設置階の平面図	<p>交付額決定後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付請求書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>
キ 【既存住宅】太陽光発電システム（太陽光パネル）の設置 ＜必要図面＞ 配置図、立面図、太陽光パネルの割付図	
ケ 高効率給湯器の設置 ＜図面不要＞	
コ 住宅の外壁塗装工事 ＜必要図面＞ 配置図、平面図	

補助対象メニュー	申請時に必要な書類
<p>オ【新築住宅】太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置          &lt;必要図面&gt;          配置図、立面図、機器設置配置図</p> <p>キ【新築住宅】太陽光発電システム（太陽光パネル）の設置          &lt;必要図面&gt;          配置図、立面図、太陽光パネルの割付図</p>	<p>※必ず、機器の購入・設置後に申請してください。</p> <p>①申請時（令和5年4月1日～令和6年2月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼設置完了報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 工事等の図面（詳しくは左記補助対象メニュー欄の&lt;必要図面&gt;をご確認ください。）</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の購入・設置に係る内訳が記載された領収書の写し            ※メーカー名・型番の記載が必要            ※内訳記載がない場合は、別途明細書若しくは見積書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 機器のメーカー、規格、性能等が分かるカタログ、パンフレット等の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の設置日が確認できるものの写し（保証書等）</li> <li><input type="checkbox"/> 対象建物の竣工日がわかるもの（竣工日記載の引渡書等）</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の設置完了後の写真（①機器全体と②銘板のアップのもの（機器の型番等がはっきりと見える写真））            ※写真提出の際は区HPに添付の写真提出台紙に貼りつけてご提出ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本）</li> <li><input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（※発行日が申請前三か月以内のもの、※法務局でご申請ください）、又は建物の登記申請時の受領証（登記の申請時の写しに法務局の受領印が押されたもの）</li> </ul> <p>②交付決定後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付請求書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>
補助対象メニュー	申請時に必要な書類
<p>ク 家庭用燃料電池（エネファーム）の設置          【既存住宅のみ】</p>	<p>※必ず、機器の購入・設置後に申請してください。</p> <p>①申請時（令和5年4月1日～令和6年2月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼設置完了報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の購入・設置に係る内訳が記載された領収書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 機器のメーカー、規格、性能等が分かるカタログ、パンフレット等の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の設置日が確認できるものの写し（保証書等）</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の設置完了後の写真（①機器全体と②銘板のアップのもの（機器の型番等がはっきりと見える写真））</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本）</li> <li><input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（原本）（法務局でご申請ください）            ※発行日が申請前三か月以内のもの</li> </ul> <p>②交付決定後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付請求書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>

補助対象メニュー	申請時に必要な書類
サ 定置型蓄電池システム	<p>※必ず、機器の購入・設置後に申請してください。</p> <p>①申請時（令和5年4月1日～令和6年2月末日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 申請書</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池の購入に係る内訳が記載された領収書の写し (メーカー名、パッケージ型番、蓄電池ユニットの製造番号が記されているもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 領収書内訳書（領収書に内訳の記載がない場合のみ必要）</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池の規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したものも可)</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池の設置日が確認できるものの写し (工事完了報告書や保証書等)</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池ユニットの製造番号が確認できるものの写し (保証書や出荷証明書等)</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池設置後の写真 (蓄電池ユニットの全体とメーカー名、品番、製造番号が明確に読み取れるもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 太陽光発電システムの写真 (売電明細書の写しや保証書の写し等での代用も可)</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の住所が確認できるものの写し (運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本）)</li> <li><input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（原本） ※発行日が申請前三か月以内のもの ※法務局で申請してください。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">交付決定後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付請求書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>

補助対象メニュー	申請時に必要な書類
シ 小型ポータブル蓄電池 (小型可搬式)	<p>※必ず、機器の購入・設置後に申請してください。</p> <p>①申請時（令和5年4月1日～令和6年2月末日）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 申請書</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池の購入に係る内訳が記載された領収書の写し (メーカー名、品番が記されているもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 持ち運び可能な太陽光発電パネルの購入に係る領収書の写し (メーカー名、品番が記されているもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 領収書内訳書 (領収書に内訳の記載がない場合のみ必要)</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池の規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したものも可)</li> <li><input type="checkbox"/> 持ち運び可能な太陽光パネルの規格・性能等がわかるカタログ の写し (メーカーのホームページを印刷したものも可)</li> <li><input type="checkbox"/> 蓄電池購入後の写真 (機器全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 持ち運び可能な太陽光パネルの写真 (機器全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の住所が確認できるものの写し (運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本）)</li> </ul>
	<p>②交付決定後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付請求書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼登録申請書</li> </ul>

## 6 工事の概要、機器の条件等

補助対象メニュー	改修工事の概要、機器類の種類、評価基準等
ア 外壁等の断熱改修	<p>①外皮（外壁、床、屋根又は窓）の断熱性能のある建材による改修をいう。</p> <p>②使用する断熱材が「断熱等性能等級4 技術基準」を満たすものであること。</p> <p>③各施工部位の断熱材の規格が確認できるものがあること（施工図面等）。</p> <p>④窓は、本表イ又はウに掲げる工事に準ずること。</p>
イ 窓の断熱改修 (二重窓、二重サッシ)	<p>①二重窓、二重サッシの取付けをいう。</p> <p>②対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。</p> <p>※令和5年度より、お風呂、トイレ、キッチン等、居室以外の窓も補助対象とする。</p>
ウ 窓の断熱改修工事 (複層ガラスの取付け)	<p>①複層ガラスの取り付けをいう。</p> <p>②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであること。</p> <p>③対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。</p> <p>※令和5年度より、お風呂、トイレ、キッチン等、居室以外の窓も補助対象とする。</p>
エ 屋根の高反射率塗装	<p>①日射反射率（近赤外線）50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。</p> <p>②国内の第三者機関によるJIS規格に基づく日射反射率を証明するもの（試験結果報告書等）があること、又はこれに類する証明があること。</p> <p>③屋根又は屋上（ルーフバルコニー含む）の施工であり、太陽光発電システム、太陽熱ソーラーシステム及び太陽熱温水器の設置箇所を除く全面の施工であること。</p>
オ 太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置	<p>①一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものであること。</p> <p>②機器は、未使用のものを購入すること。</p>
カ 高断熱浴槽の設置	<p>①製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものであること。</p> <p>②機器は、未使用のものを購入すること。</p>
キ 太陽光発電システム (太陽光パネル) の設置	<p>①システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けたものであること。</p> <p>②機器は、未使用のものを購入すること。</p>
ク 家庭用燃料電池 (エネファーム) の設置	<p>①一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による指定を受けたものであること。</p> <p>②機器は、未使用のものを購入すること。</p>
サ 定置型蓄電池システム	<p>①太陽光発電システム（補助金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること）を利用して充電できること。</p> <p>②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている蓄電池システムであること。</p> <p>③蓄電池ユニットに貯めた電気は申請者の住居用又は集合住宅の共用部分に使用すること。</p> <p>④機器は、未使用のものを購入すること。</p>

補助対象メニュー	改修工事の概要、機器類の種類、評価基準等
シ 小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）	①持ち運びが可能な太陽光パネル（補助金の交付申請より前に購入していること）を利用して充電できること。 ②蓄電容量が400Wh以上で、交流（AC）100V出力端子を備えたもの。 ③機器は、未使用のものを購入すること。
<b>以下の改修工事は、単独では、補助の対象になりません。 必ず「アからキ」のいずれかと併せて工事を行ってください。</b>	
ケ 高効率給湯器の設置	①住宅で使用する電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）のいずれかを設置すること、又は同等以上の性能を有することを証明するものがあること。 ②機器は、未使用のものを購入すること。
コ 住宅の外壁塗装工事	①住宅の外壁の塗装工事をいう。 ②全面の施工であること。

## 7 申請者ごとの補助対象メニュー (申請者によって、該当する工事が異なります。)

### 既存住宅の方

申請者	補助対象メニュー	具体例
戸建て住宅（所有者・居住者） 賃貸住宅（所有者）	アからク、サ又はシのいずれか1つ以上行う（サ・シはいずれか一方）	太陽光発電システム（太陽光パネル）と蓄電池の設置
	ケ、コのいずれかをアからキのいずれかと併せて行う	屋根塗装と外壁塗装
分譲マンション住宅（居住者）	イ、カ、ク、シのいずれか1つ以上行う	窓の断熱改修（二重窓の取付け）
	ケをイ、カのいずれかと併せて行う	高効率給湯器と高断熱浴槽の設置

### 新築住宅の方

申請者	補助対象メニュー	具体例
戸建て住宅（所有者・居住者） 賃貸住宅（所有者）	オ、キ、サ、シのいずれか1つ以上行う（サ・シはいずれか一方）	太陽光発電システム（太陽光パネル）と蓄電池の設置

## 8 その他 注意点

- (1) フリクションペン等、消えるボールペンで記載された書類は受付できません。
- (2) 申請者、契約者、支払者がそれぞれ異なる場合は受付できません。
- (3) 書類によっては書き損じの場合、修正液やテープで修正した書類は受付できません。  
新しい用紙に書き直すか訂正印を押してください。
- (4) 各期日を超えた場合は、申請書類の受付はいたしかねますので、予めご了承ください。
- (5) 補助金を受けたときは、アンケートや施工前後の使用状況に係るデータの提供等の協力を求めることができます。
- (6) 補助対象設備の設置に当たっては、下記ガイドブック等を参考に、近隣への迷惑にならないようご配慮ください。
- ※家庭用燃料電池（エネファーム）の設置**  
燃料電池実用化推進協議会発行「運転音に配慮した家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの据付けガイドブック」
- ※高効率給湯器の設置**  
一般社団法人日本冷凍空調工業会発行「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック」

- (7) 補助金を受ける方が次のいづれかに該当する場合は、補助金額の一部変更または、返還を求める場合があります。
- ・虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
  - ・補助金の交付決定の内容や、条件、要綱の規定に違反したとき
  - ・辞退届の提出があったとき
  - ・区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき
- (8) ご提出いただいた書類の返却はできません。
- (9) 申請書類一覧にある以外で、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。
- (10) 国や東京都の補助事業との併用は可能です。
- (11) 補助金の交付件数や残額等についてはお答えできかねます。補助金が少なくなりましたら区のホームページでお知らせいたします。

## 9 増築・改築・修繕の工事等に関する相談先

### ■世田谷区住宅相談連絡協議会

世田谷区と「住宅改築業者あっせん制度」に関する協定を結び、住宅の増築・改築・修繕などの区内業者を紹介しています。

#### 【受付窓口】

電話：03-3413-3046 受付：月～金／9時～17時



# 10 その他助成金等

(以下の各補助金は、時期により内容に変更がある場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせ下さい。)

## 国の補助金

### ■住宅省エネ2030キャンペーン■ (国土交通省、環境省、経済産業省)

「こどもエコ住まい支援事業」(国土交通省) : ZEHレベル基準の新築住宅、省エネリフォーム等を幅広く支援。

「先進的窓リノベ事業」(経済産業省、環境省) : 断熱性能の窓に交換するリフォームに対して支援。

「給湯省エネ事業」(経済産業省) : 省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に支援。

【問い合わせ窓口】 受付時間9:00~17:00 (土・日・祝含む)

ナビダイヤル : 0570-200-594

IP電話等からのご利用の場合 : 045-330-1340

### ■既存住宅における断熱リフォーム支援事業■ (環境省)

【問い合わせ窓口】 受付時間 平日10:00~17:00

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部

電話 : 011-206-1573

## 都の補助金

住宅の断熱・省エネや再エネ設備に係る各種補助制度、太陽光発電に関する一般的なお問い合わせを以下の総合電話相談窓口において受け付けています。

【総合相談窓口（家庭向け）】

公益社団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

TEL03-5990-5236 受付時間：平日 9:00~17:00

## 住宅金融支援機構の融資

### ■グリーンリフォームローン■ (省エネ工事のためのリフォームローン)

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】 土日も営業しています。

電話 : 0120-0860-35 (通話無料) 受付時間 : 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く。)

電話 : 048-615-0420 (通話料金がかかります。)

## 世田谷区の助成制度 (同じメニューは原則として適用できません。)

### 【高齢者の住宅改修助成、介護保険の住宅改修費の支給】

内 容	日 時	お問い合わせ先
◆高齢者の住宅改修助成相談 (所得制限・限度額あり)	月~金曜日 (年末年始及び祝日 は除く) 8:30~17:00	各総合支所 保健福祉センター 保健福祉課地域支援 世田谷 ☎5432-2850 FAX5432-3049 北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813 玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661 砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796 烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154
◆介護保険の住宅改修費の支給 申請		

### 【生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成制度】

担当窓口 : みどり政策課 (03-6432-7905)

### 【雨水タンク、雨水浸透施設に関する助成制度】

担当窓口 : 豪雨対策・下水道整備課 (03-6432-7963)

## 11 問合せ・申請書提出先

世田谷区 環境政策部 環境・エネルギー施策推進課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

TEL : 03-6432-7133 FAX : 03-6432-7981

～申請手順～  
申請時にご活用  
ください

START

はい

いいえ

いいえ

はい

新築住宅  
令和5年2月1日以降に竣工した  
住宅 ※対象機器を住宅の新築工  
事と同時施工する。

既存住宅  
※耐震性を有する建物であること。（昭和56年6月1  
日以後に建築確認済証が交付された住宅）

**対象メニューA**  
サ. 定置型蓄電池システム  
シ. 小型小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）

**対象メニューB**  
キ. 太陽光発電システム  
オ. 太陽熱ソーラーシステム、又は太  
陽熱温水器

**対象メニューC**  
ア. 外壁の断熱改修  
イ. 窓の断熱改修（二重窓等）  
ウ. 窓の断熱改修（複層ガラス）  
エ. 屋根の高反射率塗装工事  
オ. 太陽熱ソーラーシステム、又は太  
陽熱温水器  
カ. 高断熱浴槽  
キ. 太陽光発電システム（太陽光パネル）

**対象メニューD**  
ク. エネファーム

**対象メニューA**  
サ. 定置型蓄電池システム  
シ. 小型小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）

設置工事は  
終わってい  
る。  
※機器の購  
入・設置後  
に申請して  
ください。

対象設備は新  
品・未使用で  
あり、設置・購  
入は対象期間内  
である。  
【令和4年4月  
1日から令和6  
年2月末日】  
※申請のタイ  
ミングは機器の設  
置・購入後です。

対象設備は新  
品・未使用で  
あり、設置・購  
入は対象期間内  
である。  
【令和4年4月  
1日から令和6  
年2月末日】  
※申請のタイ  
ミングは機器の設  
置後です。

対象設備は新  
品・未使用で  
あり、設置・施工  
は対象期間内で  
ある。【令和5  
年2月1日  
(水)から令和  
6年2月末日】  
※申請のタイ  
ミングは機器の設  
置後です。

契約・施工前である。

施工業者は世田谷区内に本店支店が  
ある。※ただしオ及びキの工事を除く

これまでに、環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金  
(H25年～令和4年度)を受けたことはない。  
(エネファームの設置は1回に限り可)

各評価基準 (P.10～11) を満たす

申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けたこと（又は今後受ける）はない。

申請者は特別区民税・都民税の滞納はなく、対象住宅は耐震性を有する建物  
(小型ポータブルは除く) である。

申請対象者です  
必要書類をご提出ください。 (P.6～9参照)

申請対象外です。  
(申請できません)

「高効率給湯器」と「外壁塗装」は、既存住宅が対象ですが単独では補助の対象にならず、  
【メニューC】および【メニューD】とセットで申請する場合にのみ補助対象となります。